



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番 1 号
株式会社ソフトクリエイティブホールディングス
代表取締役会長 林 勝
(コード番号：3371 東証第一部)
問合せ先 上席執行役員 経営管理部長 佐藤 淳
電話番号 03-3486-0606 (代表)
(URL <http://www.softcreate.co.jp>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 18 日開催予定の第 48 期定時株主総会に下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第27条第2項及び第35条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款 (抜 粋)	変 更 案
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役</u> (<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役 of 責任免除) 第35条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役 of 責任免除) 第35条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 18 日
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 18 日

以上